

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成24年10月30日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成24年11月27日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時
平成24年11月27日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成24年11月27日午前10時50分
- 6 開札の日時
平成24年11月27日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成24年12月4日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市東山区清水五丁目130番地の6
京都市東山区役所 3階大会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成24年12月4日午前11時30分
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (京都手形交換所加盟金融機関が振り出した持参人払いの自己宛小切手で, 振出日から10日以内に手形交換決済のできるもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財7

2 見積価額

7,420,000円

3 公売保証金

750,000円

4 公売財産の表示

一棟の建物の表示

所 在 京都市伏見区醍醐平松町 2番地1

建物の名称 レックス伏見東

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建

床面積 1階 503.27㎡

2階 562.12㎡

3階 562.35㎡

4階 497.33㎡

5階 497.33㎡

6階 438.25㎡

7階 371.75㎡

敷地権の目的である土地の表示

土地の符号 1

所在及び地番 京都市伏見区醍醐平松町2番1

地 目 宅地

地 積 1755.07㎡

専有部分の建物の表示

家屋番号 醍醐平松町 2番1の207

建物の名称 207号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 2階部分 62.35㎡

敷地権の表示

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 322906分の6470

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、地下鉄東西線「醍醐」駅から北東へ約450m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産の敷地は、西側のうち南部分27mが幅員約6.9～8.3mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に概ね等高に接面し、西側のうち北部分約31mが幅員約2.5mの舗装市道（建築基準法上の道路に該当しない）に概ね等高に接面するとともに、南側約24mが幅員約4mの舗装市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に概ね等高から3m程低く接面する。
- (3) 公売財産の建築時期は平成3年11月12日頃である。

6 法的規制, 利用状況等

- (1) 第1種中高層住居専用地域, 指定建蔽率60%, 指定容積率200%, 15m第1種高度地区, 日影規制(二), 宅地造成工事規制区域
- (2) 公売財産の内装設備等については、平成24年10月17日現在、TVモニター付インターホンの設置, 浴室給湯設備の更新, フローリングの貼り替え, ビニールクロスへのペイント塗等の補修がなされている。
なお、一部フローリングが貼られていない等、補修作業の済んでいない箇所がある。
- (3) 公売財産は、平成24年10月17日現在、空き家である。

7 その他公売条件

- (1) 管理組合の申立てによると、月額管理費用等の内訳は、管理費10,320円, 修繕積立金7,440円であり、平成24年10月15日現在、管理費及び修繕積立金の未納額の合計は947,086円である。
なお、管理規約によると、管理組合が管理費用等について有する債権は、区分所有者の包括承継人および特定承継人に対して行うことができると規定されている。
- (2) 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については、管理会社に問い合わせてください。

※管理会社の問合せ先

株式会社ユニテックス マンション管理部

大阪市浪速区桜川4丁目1番32号

TEL (06) 4392-4555 (代表)

- (3) 公売財産内の動産等の処理は、所有者と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)